令和5年度 鳥取県再犯防止推進会議 次第

令和6年3月22日(金)午後2時~4時(予定) 県庁第2庁舎第4階22会議室、オンライン

第1 主催者あいさつ

第2 議題

- 1 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗報告(県)
- 2 高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる 検討会の経過報告(県)
- 3 各機関・団体等からの報告
 - (1) 鳥取保護観察所
 - (2) 鳥取県保護司会連合会
 - (3) 鳥取県更生保護給産会
 - (4) 鳥取県更生保護女性連盟
 - (5) 鳥取県BBS連盟(鳥取地区BBS会)
 - (6) (公社) 鳥取県再犯抑止更生協会
- 4 意見交換

く資料一覧>

- ○鳥取県再犯防止推進会議 出席者名簿
- ○鳥取県再犯防止推進会議 配席図
- ○第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗状況 ・・・・・・・・ 資料1-1、2
- ○第2期鳥取県再犯防止推進計画の参考指標 ・・・・・・・・・・ 資料2
- ○「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会」

についての経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3

- ○各機関・団体等からの活動報告 ・・・・・・・・・・・・・・・ 資料4-1~6

<参考資料>

- ○「鳥取県あんしん賃貸支援事業」ちらし
- ○「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」リーフレット



高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制について

令和6年3月22日 鳥取県孤独・孤立対策課

今年度6月から、高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築に向けて、検討を重ねてまいりましたので、その途中経過を報告します。

1 検討会を立ち上げた背景

- ・出所後に保護観察がつかない満期釈放者の再入率は23.3%で、仮釈放者の10. 2%と比べ2倍以上高い。(令和元年出所者における統計)
- ・「鳥取県地域生活定着支援センター」は、厚労省の補助金の規定上、高齢・障がいのある 出所者等を対象とした相談支援を行う機関であるが、実態として高齢者等以外の出所者 (※)やその家族から相談が寄せられることも多く、可能な範囲で出所後の生活に必要な 各種手続きのアドバイス等を行っている。
 - (※) 実際相談があったケース (すべて65歳未満で、障がいや障がいの疑いもない方)
 - ①失業し家賃滞納でアパートを追い出された後、ホームレスになり、お金がなくなって窃盗をした人。
 - ②住居はあるが、無職で就労支援が必要である人(公務執行妨害罪での逮捕)。
 - ③就労はしているが収入が少なく、生活困窮に陥って窃盗を繰り返している人。
- ・現状においては、一般的な出所者に対しては、高齢者・障がい者の出所者等に対して行っているような生活保護手続きの役所への同行や住居を借りる際の手続きのサポート等の「伴走型」の支援はできていない。
- ・出所後の再犯者数を減らすためには、出所者の社会からの孤独・孤立を防ぎ、安定・自立した生活をサポートすることが肝要である。多種多様な団体が参加した地域ネットワークを活用し、対象を高齢者や障がい者に限定しない形での包括的な支援を行う体制の構築が必要。

2 検討会の概要

- (1)検討内容:主な対象者である【満期釈放者、高齢ではない者、障がいのない者】に対する相談対応体制の構築(どのような相談窓口を設置するか、運営体制、人員配置等)※出口支援・入口支援、満期釈放・仮釈放を問わない
- (2) 最終目標:相談支援体制の整備
- (3) 今後の予定:令和6年9月ごろまで検討会を行い、令和7年度当初予算で体制整備に 必要な経費の要求に向かう。ただし、議論がここまでにまとまらなければ、継続して 実施。

3 相談支援体制のスキーム案の議論

支援の対象となる方は、2つのケースが想定されるため、国の制度も活用しながら支援の枠組み案を議論。

- (1) 保護司との関係があった保護観察処分終了後の人
 - →【本人等から相談があった場合、保護司が対応し、その報告に応じて、県から県保護司会連合会経由で報酬が支払われる】ような枠組みで支援体制を構築する案。
- (2) 保護司との接点がなかった満期釈放者(保護観察がつかなかった人)
 - →各保護司会の拠点「更生保護サポートセンター」での相談対応体制を構築する案。
- (3)鳥取・米子・倉吉保護区保護司会(更生保護サポートセンター)からの御意見
 - → 案1、2ともに対応可能だと思うが、相談を受けた後のつなぎ先(専門機関)や運営にあたり必要な経費など細かい点について詰めていく必要がある。

4 検討会の経過

- (1) 第1回(令和5年6月)
 - ・出席者:鳥取保護観察所、県保護司会連合会、県地域生活定着支援センター、県
 - ・内容:各団体が関連情報を共有し、上記3の2つのスキーム案を軸にすることで合意。

(2) 第2回(令和5年9月)

- ・出席者:鳥取保護観察所、県保護司会連合会、鳥取・米子保護区保護司会・更生保護サポートセンター、県地域生活定着支援センター、県
- ・内容:2つのスキーム案に対し、保護司会からの御意見を伺い、おおむね同意ではあるが、つなぎ先となる適切な専門機関の情報や対応などが課題として挙げられた。

(3) 第3回(令和6年1月)

・出席者:鳥取保護観察所、県保護司会連合会、鳥取・米子・倉吉保護区保護司会・更生 保護サポートセンター、県地域生活定着支援センター、県

内容:

- ①法務省が令和4年10月から3地区(旭川、福井、さいたま)で実施している、更生 保護法人や就労支援事業者機構等が行っている相談支援ネットワークモデル事業につ いて、法務省からの説明と意見交換。
- ②2つのスキーム案について県の予算が必要な部分を中心とした議論や対象者へのアプローチ方法について議論。

1

令和5年度鳥取県再犯防止推進会議説明資料 令和6年3月22日(金)

鳥取保護観察所

刑法等の一部改正法の施行(R5.12.1)を契機に **更生保護が変わります**

統合

入口支援・保護観察・出口支援・地域との連携を シームレスに捉え直し、一体として運用します。

連 動

地域社会

展開

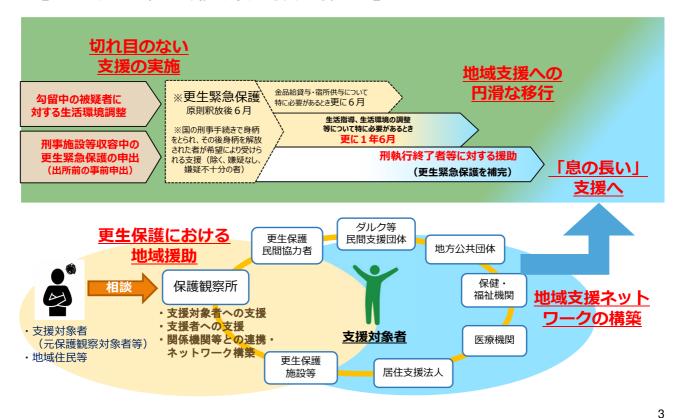
被害者等支援と対象者処遇を有機的に連動させ、 被害者等の思いに応える更生保護を実現します。 更生保護事業のプラットフォームが変わり、地域 社会に開かれた更生保護事業を目指します。

「地域社会に貢献する」更生保護

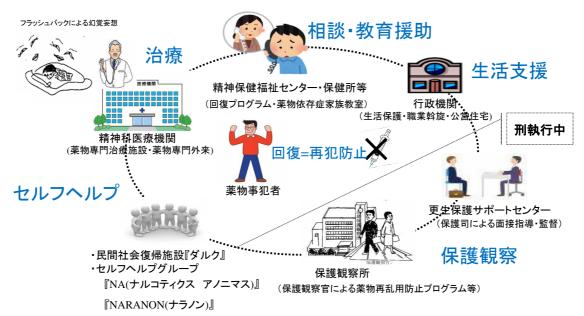
更生保護~刑事政策における位置づけ~



【息の長い社会復帰支援の推進】



地域の実情に応じた協力体制の構築



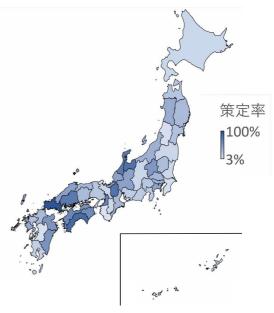
・平素から関係機関相互間で、その地域において提供し得るサービス等 に関する情報を共有し、これを効果的に活用することが重要です。

4

地方再犯防止推進計画策定状況

観察所	自治体数	策定数	策定率	観察所	自治体数	策定数	策定率
札幌	61	5	8%	名古屋	54	10	19%
函館	21	2	10%	津	29	9	31%
旭川	52	6	12%	大津	19	15	79%
釧路	45	8	18%	京都	26	3	12%
青森	40	9	23%	大阪	43	29	67%
盛岡	33	10	30%	神戸	41	9	22%
仙台	35	9	26%	奈良	39	4	10%
秋田	25	10	40%	和歌山	30	1	3%
山形	35	2	6%	鳥取	19	6	32%
福島	59	7	12%	松江	19	9	47%
水戸	44	5	11%	岡山	27	8	30%
宇都宮	25	7	28%	広島	23	17	74%
前橋	35	19	54%	山口	19	19	100%
さいたま	63	21	33%	徳島	24	15	63%
千葉	54	4	7%	高松	17	10	59%
東京	62	23	37%	松山	20	13	65%
横浜	33	15	45%	高知	34	29	85%
新潟	30	11	37%	福岡	60	18	30%
甲府	27	6	22%	佐賀	20	5	25%
長野	77	9	12%	長崎	21	9	43%
静岡	35	7	20%	熊本	45	2	4%
富山	15	12	80%	大分	18	10	56%
金沢	19	14	74%	宮崎	26	15	58%
福井	17	8	47%	鹿児島	43	7	16%
岐阜	42	20	48%	那覇	41	4	10%

※策定数は大臣官房秘書課の調査結果に基づく 官署別(R5.4.1現在)



・市町における地方計画の策定と、同計画に基づいた社会・経済対策の実施をよろしくお願いします。

「更生保護事業の体系の見直し」

~法制審議会刑事法・少年法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会における議論を踏まえて~

現行 (Before)

継続保護事業

現に改善更生のための保護を必要としている保護観察対象者等を更生保護施設に 収容して、改善更生に必要な保護を行う事業

一時保護事業

現に改善更生のための保護を必要としている保護観察対象者等に対して、宿泊場所への帰住、金品の給与又は貸与等の改善更生に必要な保護(継続保護事業に当たるものを除く。)を行う事業

連絡助成事業

継続保護事業及び一時保護事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

改正 (After)

宿泊型保護事業 (認可事業)

「社会生活に適応させるために必要な生活指導」の中に、薬物依存回復プログラム等の専門的な処遇(「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」)が含まれることを明文化

通所・訪問型保護事業 (届出事業)

- ・通所・訪問による継続的な保護を行う事業 として明文化
- ・「社会生活に適応させるために必要な生活 指導(特定の犯罪的傾向の改善を目的と する援助を含む。)」を行えることを明文化

地域連携・助成事業 (届出事業)

「息の長い」支援を支えるための 、地域における 社会資源の開拓や 、関係機関・団体との連携協 カ 体制(更生保護ネットワーク)の構築

更生保護施設:住居支援から地域自立支援へ

○施設と地域支援を一体で取り組む

つながりの継続性

宿泊型保護



通所

訪問



○社会の入り口で地域自立を連続 して支える

職業補導/生活環境の改善・調整 /社会適応指導/特定援助など

一時保護

御清聴ありがとうございまし た。

ご不明な点は、質問をお受けします。



第1回鳥取県保護司フォーラムについて



・2023年12月5日(火)

 \cdot 10:30~15:30

・於 エキパル倉吉

・参加者数 80名

第1回鳥取県保護司フォーラムについて



鳥取県保護司組織の現状について

保護司人数;8保護区365名(R6年3月現在定数390名)平均年齢66歳 男女比;7:3



チャリティーバザー(倉吉)

フォーラム開催の経緯

- 連合会は、各保護司会からの会費、国・団体等からの助成などで運営され、主に保護観察所、保護司会との連絡調整、各種事業支援、機関紙「更生保護とっとり」発行などに取り組んでいる。
- 連合会の役割を改めて検討する中で、保護司会の垣根を越えた交流(情報、対面)や共同研究(保護司や保護司会が抱える課題等)のテーマが理事会等において集約されてきた。
- しかし、コロナ禍にあって一堂に会する機会は持ち越しとなってきたところ、R5年度に試行的にフォーラム(交流・研究集会)に取り組む方向でまとまり、準備が始まった。

フォーラム開催の準備段階

- 3月;R4年度第3回理事会において事業計画、予算を承認
- 4月;各保護司会へアンケート調査
- 5月;R5年度第1回理事会において中間報告
- 6月;第1回「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する 相談体制検討会」開催
- 9月;第2回理事会(代表者等協議会合同)において、社
- 明運動のあり方、フォーラムの方向性など意見交換
- 9月;保護司みらい研究所とのコラボ開催決定
- 10月~11月;フォーラムのプログラム、講師、報告者、 資料、会場レイアウト等詳細計画策定、実務着手

フォーラムの構成と開催概要(1)

第1部;「息の長い社会復帰支援の推進と地域連携の在り方」

・県と保護観察所から、第2期再犯防止推進計画のポイント、刑執行終 了者等に対する援助などの再犯防止に関わる新たな施策について報告 をいただき、保護司の関わりなどについて理解を深めた。

第2部;「社会を明るくする運動のあり方をめぐって」

・鳥取・倉吉・米子保各護司会より社明運動における「学校との連携事業」の取組の報告をいただいた。社明運動の地域への広がりなど各保護区とも苦心される中、先導的な好事例との評価であった。

第3部;「保護司みらい・街トークラボ」

- ・保護司みらい研究所の地域とのコラボ企画第1弾とのことであった。
- ・「人と人、人と地域社会の架け橋となる」「つながり続ける・関係性を豊かにすること自体を大切にする伴走型支援」など、先を見据えた 息の長い支援の視野を広げるという意味でも示唆に富んだ内容であり、 研究成果の取りまとめに期待したい。

フォーラムの構成と開催概要(2)

第4部;フリートーク・講評(概ね1時間)

- ・参加者は9グループに分かれ、「息の長い社会復帰支援の推進と地域連携の在り方」「"社会を明るくする運動"のあり方」「これからの保護司について思うこと」を参考課題に自由討議を行った。
- ・それぞれ所属の違う保護司が同じテーブルを囲み、限られた時間であったが、活発な意見交換が行われた。普段からグループワークに 比較的慣れていることや同じ保護司同士という親近感が生まれ、スムーズに進行できたように思われた。
- ・それぞれのグループの発表の後、今福代表、観察所長、連合会会長の3名に講評していただくとともに、限られた時間であったが ディスカッションも行われ、保護観察所長の閉会のあいさつで フォーラムを終了した。

フォーラムのまとめ

- ・試行的な取組みとして、初めての開催をすることができた。当日参加者へのアンケート調査も行い、取りまとめを行ったが、次回につなげてゆくうえで参考となる前向きな意見を多くいただいた。
- ・今後の開催に向けては「息の長い社会復帰支援」「社明運動のあり方」「人を孤立させない地域の創造と保護司の関わり」など今回のテーマをさらに深めてゆく方向や保護司制度そのものに関わる議論の場づくりなど考えうるが、一方通行とならないことや保護司が集い、語り合うことによって新たな気づきやアイデアが生まれ、新たな保護司像が形づくられてゆく、そのような目的意識を共有したい。
- ・今回の取組を通じて、横断型・対面型の交流、研究、研修機会の必要性が再認識されたのではないか。又連合会、保護観察所、保護司会など関係機関が相互に協力しあう関係づくりの必要性が再認識されたものと思われる。

第1回 鳥取県保護司フォーラム

主催 鳥取県保護司会連合会

共催 保護司みらい研究所 全国保護司連盟 鳥取県就労支援事業者機構 鳥取保護観察所

日時 令和 5 年 12 月 5 日 (火) 10:30~15:30 (開場;10:00)

会場 倉吉市上井「エキパル倉吉多目的ホール」 0858-24-5963

日程・内容

10:30 開会あいさつ 鳥取県保護司会連合会会長 岩田文明 来賓あいさつ 鳥取県知事 平井伸治様(又はビデオメッセージ)

第1部テーマ:「息の長い社会復帰支援の推進と地域連携の在り方」

10:45 基調報告 I 「第2期鳥取県再犯防止推進計画と社会的包摂、保護司に期待される役割」 鳥取県福祉保健部孤独・孤立対策課

基調報告Ⅱ「地域に貢献する更生保護をめざして」

鳥取保護観察所

第2部テーマ:「社会を明るくする運動のあり方」をめぐって

鳥取保護区保護司会

事例報告Ⅱ「社明作文コンテスト作品活用の取り組み」について 米子保護区保護司会

事例報告Ⅲ「学校と保護司との連携強化推進事業」について 倉吉保護区保護司会

12:15~13:00 《休

《休憩·昼

食》

第3部 保護司みらい・街トークラボ

13:00 基調講演 演題「複雑化する現代社会・保護司の未来」

講師 保護司みらい研究所代表 今福章二様

14:00 《小 休 憩》

14:10 質疑・自由な意見交換 今福代表を交えたフリートーク!!

講評 今福代表

15:25 閉会あいさつ 鳥取保護観察所長 伊藤義博

〜おしらせ〜本日の研修の様子を後日、YouTube に配信します。 県保連の YouTube チャンネルは

右の QR コードからアクセスできます。

(動画公開は12月15日頃の予定です)



令和5年度の活動について

団体名 更生保護法人鳥取県更生保護給産会

1 令和5年度の活動・取組内容について

令和5年5月8日から新施設での収容保護をスタートしました。

【活動】・地域行事への参加(餅つき大会)

- ・地域清掃等奉仕活動への参加
- ・施設内処遇に保護司・更生保護女性会・地域住民の参加(そば打ち大会)
- ・毎週日曜日、公民館・保育園周辺の清掃への参加
- 【取組】・地域住民への災害時の一時避難場所としての利用啓発 (昨年8月の台風の時に地域の高齢女性が避難を求めて来た)
 - ・地域食堂「みんなで来んさいな」を開催、「孤立・孤独・再犯防止」を目的に実施 (人との交流の場を提供)
 - ・地域住民及び各種団体への施設(会議室等)の開放
 - ・地域住民への施設(大会議室・多目的室)利用促進 (内容)地域の女性グループによるヨガ教室 地域の女性グループによるオカリナ教室
 - ・関係団体(更生保護女性会・保護司会)による施設利用(会議室・多目的室)を 促進

2 来年度以降の予定・展望について

鳥取市地域食堂ネットワークから提供を受けるフードロス食材を活用し「みんなで来んさいな」地域食堂を定期的に開催し、人との交流場所を提供して「孤立・孤独・再犯防止」につなげていきたい。

令和5年度の活動について

団体名 鳥取県更生保護女性連盟

1 令和5年度の活動・取組内容について

会員構成:会員数1,300人

地区数12地区:東部6地区・中部2地区・西部4 地区



「鳥取県更生保護女連盟結成60周年記念大会を終えて」

令和5年11月30日さざんか会館にて開催され、会員160名が集いました。

記念式典は、県連盟会長の「犯罪や非行のない明るい社会実現に寄与することを目的とし、地域犯罪や予防や、罪を犯した人、非行に陥った少年の立ち直りを支援する一方で、次世代を担う青少年の健全な育成に努めてきました。しかし、社会情勢の急激な変化は、価値観の多様化、地域社会の機能の弱体化、家庭の孤立化に伴う親の指導力の低下等、厳しい状況です。地域の関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域で活動を展開していくことが喫緊の課題と考えます。結成60周年記念大会にあたり、会員相互の意義の統一と士気の高揚を図り、更生保護女性会としてさらなる発展を期そうとするものです。」という大会趣旨を踏まえた式辞の後、鳥取保護観察所の伊藤義博所長の挨拶、

永年会員(30年以上)への感謝状贈呈、そして、来賓である鳥取県の平井伸治知事、中国地方更生保護委員会の鈴木庄市委員長、中国地方更生保護女性連盟の大森素子会長、鳥取県保護司会連合会の岩田文明会長の祝辞で、「継続することの大切さ」「地域とのつながり」が更生保護女性会の力である等の言葉をいただきました。



午後は、三地区の活動報告の後、記念講演は、講師に更生保護法人日本更生保護協会の幸島聡常務理事兼事務局長をお迎えし、『更女の活動の歴史から学ぶ、未来への歩み~「ほっとけないから」「行動する」。その行動が「地域を編む」。~』と題して行われました。「変わらないものと新しいものを大事にする。①継続・持続のためには先

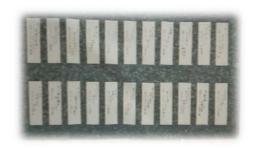
輩の話を聞く。②新しいもの、次年度の活動を考える」を基に活動を続けようと話されました。

今回の記念大会を通して皆様から、今後の活動の 示唆をいただくことが出来ました。



60 周年記念大会アトラクション

小中学校社明標語



ダルク・給産会施設訪問

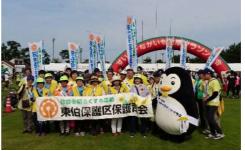


9月14~15日中国地方会員研修会

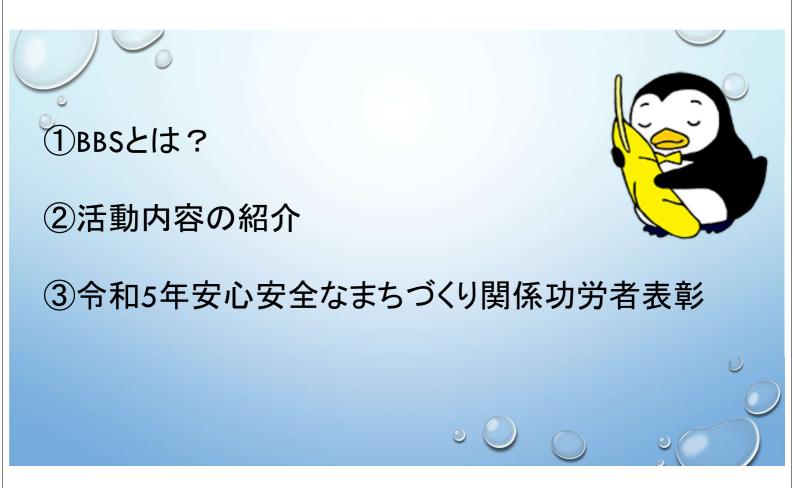


社会を明るくする運動啓発行進









BBSとは?

BBSとは「BIG BROTHERS AND SISTERS」の頭文字をとった略称で、これは当初米国で展開されていた運動に由来します。BBS運動(BIG BROTHERS AND SISTERS MOVEMENT)は、子ども・若者が非行に陥っても立ち直ることができ、生きづらさを抱えながらも安心して生きていける社会を築こうとする、青年が先導する全国的な運動です。

現在鳥取地区の会員は、R5.5.1時点で35人





BBSの活動紹介

ともだち活動

・少年法務支援センターでの学習支援・湖山西小学生対象の寺子屋

•児童養護施設訪問

非行防止活動

·広報活動

鳥取環境大学学園祭出店 岩美西小学校プルタブ贈呈 岩美南小学校エコキャップ贈呈

平和教育

グループワーク

•森福寺での坐禅

・喜多原学園でのバレーボール

自己研鑽活動

ダルクを見守る会参加

·会員同士の意見交換会

三者連携活動

・グランドゴルフ大会

•食材支援



社会参加活動への協力

・切手作業の協力



令和5年安心安全なまちづくり関係功労者表彰を受ける







写真提供:法務省

この表彰は、犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって安全安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及することを目的とし、平成17年に「防犯活動」を表彰の対象として創設されました。

平成29年12月に閣議決定した再犯防止推進計画において、 再犯の防止等に関する活動を行う民間協力者に対する表彰の充 実が掲げられたことなどに伴い、平成30年から、新たに「再犯の 防止等に関する活動」を表彰対象に加えることとなりました。

法務省HPより抜粋

鳥取地区BBS会は、再犯防止活動での受賞となりました。

令和5年度の活動について

団体名 公益社団法人鳥取県再犯抑止更生協会

1 令和5年度の活動・取組内容について

○刑務所で行う「出所前講習」は毎月2回、年間23回の開催で、約70名の出所予定者が受講した。今年度はコロナ対策の5類移行に伴い、途切れることなく開催することができた。





○中国ブロックの教誨師会より依頼があり、6月27日に開催された同会の総会において、再犯防止のための当会の取り組みを「人権の観点からみる再犯抑止事業」と題して講演し、約100名の方に聴講していただいた。

○当会が法人設立10周年ということもあり、11月28日にとりぎん文化会館において記念式典と記念講演会を行った。記念式典では、名誉会長である鳥取県平井知事のご挨拶や、鳥取市深澤市長のご祝辞をいただき、日ごろから支援を頂いている会員に対する感謝状の贈呈を行った。記念講演会では元吉本興業の竹中功氏に「それでは釈放前教育を始めます!」の演台にてご講演をいただき、一般の方を含めて約100名の方に聴講していただいた。また、鳥取刑務所とも連携し、出張矯正展も開催した。







2 来年度以降の予定・展望について

○鳥取刑務所、鳥取県(県立ハローワーク)、鳥取市(福祉やパーソナルサポートセンターなど)と連携しながら今後も「出所前講習」を継続していく。

○当会の活動や再犯防止に関する現状などを紹介する講演会についても随時受け付けており、啓発活動を行っていく予定。現在のところ10月に1団体に対して予定している。

第2期鳥取県再犯防止推進計画の概要

【計画の基本方針】

犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、下記の5つの重点課題に取り組む。

【計画の位置付け】

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画

【計画期間】

令和5年度~令和9年度(5年間)

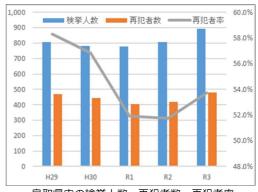
【計画の対象者】

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者

【成果指標】

刑法犯検挙者中の再犯者数を令和9年度末までに20%減らす ※基準値443人(平成29~令和3年の平均値)

→ 354 人(令和4~8年の平均値)



鳥取県内の検挙人数・再犯者数・再犯者率

【5つの重点課題と具体的な取組】

関係機関で構成する鳥取県再犯防止推進会議において、現状や取組等の情報共有を行うとともに、 成果指標や参考指標の推移も踏まえながら計画の進捗管理・検証等を行う。

県の主な課題

県における主な施策

1 就労・住居の確保等

- 就労について、
 - ①出所者と仕事のマッチングが難しい ②協力雇用主の増加や業種の多様化が求められる
- ・住居確保のための県の施策の更なる周知 が必要
- ・県立ハローワークにおける就労支援
- ・協力雇用主増加等のための普及啓発など
- 鳥取県あんしん賃貸支援事業、家賃債務保証事業について関係機関と連携した利用促進

2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等

- •「地域生活定着支援センター」の周知、関係機関との連携促進が必要。
- 地域医療連携協力体制の強化が必要。
- 各種研修会での説明等を通じた地域生活定着支援センターの 活動内容の一層の周知
- 薬物依存症専門医療機関の中部・西部での選定など医療支援 体制の拡充

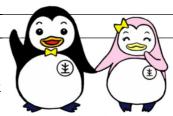
3 学校等と連携した修学支援の実施等

保護者に対する相談体制や家庭環境修復 に向けた支援、発達障がい等の福祉的支 援が必要な子どもの社会復帰支援が必 要。

- ・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実
- 支援が必要な少年・保護者への県の関係機関での相談支援、 民間の相談支援機関の周知
- 鳥取法務少年支援センターによる地域援助の活用促進に対する学校等への周知協力

4 民間協力者の活動の促進等

- ・保護司のなり手や更生保護ボランティア 団体の新規会員の確保が困難。
- 再犯防止推進計画など県民への周知啓発が進んでいない。
- ・保護司や民間団体の会員募集の 呼びかけに対する協力
- ・ウェブサイトや広報媒体を使った 周知啓発・わかりやすい発信



更生保護のイメージキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

5 地域による包摂の推進

- •県と関係機関、市町村との連携を深めて円 滑な福祉的支援の提供等をしていくこと が必要。
- •高齢者や障がい者以外の出所者、障がいの ない少年院出院者等も支援対象となる相 談窓口が必要。
- ・鳥取県再犯防止推進会議の開催による関係機関との情報共有
- 市町村職員等向け研修、県・市町村・関係機関による会議の 開催
- 高齢・障がいのある出所者等以外の者、その家族等を対象と した相談支援体制の構築に向けた検討
- 鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップへの支援